

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成19年10月17日から平成20年1月23日までの間に186機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成20年2月25日

長野県監査委員 高見澤 賢 司
 同 東方 久 男
 同 望月 雄 内
 同 柿沼 美 幸

平成19年度定期監査の結果に関する報告（第2回）

第1 監査の概要

1 実施方針

平成19年度監査基本計画に基づき、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に則って適正に処理されているか、また、事務事業の執行が効率的、合理的に行われているかについて、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施しました。

2 対象年度

平成18年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関及び実施期間

監査対象機関（385機関）のうち普通会計の現地機関186機関について、平成19年10月17日から平成20年1月23日までの間に、実施しました。実施機関の一覧は別表のとおりです。

（第1回の報告は、平成19年5月22日から9月25日までの間に実施した199機関について、平成19年12月5日に県議会、知事等に提出しています。）

項目	第1回			第2回			計		
	本庁	現地	計	本庁	現地	計	本庁	現地	計
普通会計	79	107	186	0	186	186	79	293	372
企業会計	3	10	13	0	0	0	3	10	13
計	82	117	199	0	186	186	82	303	385

4 実施状況

- (1) 実施機関186機関のうち、29機関については実地監査を、157機関については書面監査を実施しました。
- (2) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象機関に出向き、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (3) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内

容を確認するなどの方法により実施しました。

なお、今回の報告では、平成19年度の重点監査及び工事監査の結果についてもとりまとめています。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、指摘には至らないが改善を要する指導事項としたものが21件ありました。当該事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し、改善を促しました。

指導事項に係る機関以外においては、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

[普通会計]

(単位：件)

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
収 入 事 務	0 (0)	7 (17)	0 (1)	7 (18)
契 約 事 務	0 (1)	8 (18)	0 (3)	8 (22)
支 出 事 務	0 (0)	5 (8)	0 (1)	5 (9)
補 助 金 事 務	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (3)
財 産 管 理 事 務	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1 (2)
計	0 (1)	21 (48)	0 (5)	21 (54)

(注) () 内は平成19年度の総数です。

監査結果の区分は以下のとおりです。

1 指摘事項	明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの。
2 指導事項	指摘には至らないが改善を要するもの。
3 検討事項	制度又は運用の改善の検討を求めるもの、統一的な指導を求めるもの。

2 指導事項の内容

分類	指導事項	課所名
収入 事務 (7件)	1 調定の時期等が適切でないもの(行政財産使用料)	
	(1) 平成17年度以前に行政財産の使用を許可した電柱の使用料(3,000円)について、4月30日までに徴収することとされているが、収入調定を平成18年5月12日に行い、納期限を5月31日に設定していた。 また、平成18年4月1日から1年間行政財産の使用を許可した自動販売機の使用料(57,675円)について、使用を許可したときに当該年度分を徴収することとされているが、収入調定を平成18年5月12日に行い、納期限を5月31日に設定していた。	福祉大学校
	(2) 平成17年度以前に行政財産の使用を許可した電柱等の使用料(37,156円)について、4月30日までに徴収することとされているが、収入調定を平成18年5月2日に行い、納期限を5月19日に設定していた。 また、平成18年4月1日から1年間行政財産の使用を許可した自動販売機等の使用料(144,792円)について、使用を許可したときに当該年度分を徴収することとされているが、収入調定を平成18年5月2日に行い、納期限を5月19日に設定していた。管理経費についても、毎月調定し徴収すべきところ、不適切な時期や数か月分をまとめた収入調定を行い、納期限を設定していた。	総合リハビリテーションセンター
	(3) 平成17年度以前に行政財産の使用を許可した電柱等の使用料(300,620円)について、4月30日までに徴収することとされているが、収入調定を平成18年4月22日(小諸キャンパス)及び4月27日(松代キャンパス)に行い、納期限を5月22日及び5月8日に設定していた。	農業大学校
	2 調定の時期が適切でないもの(道路占用料)	
	(1) 道路占用料は占用を許可した日から1月以内に当該年度分を徴収することとされているが、平成18年度に新たに道路占用を許可した45件の占用料297,641円について、収入調定を一括して平成19年3月23日に行い、納期限を4月2日に設定していた。	佐久建設事務所
	(2) 平成17年度以前に道路占用を許可した電柱等の占用料(2,377,416円)について、4月30日までに徴収することとされているが、収入調定を11月2日に行い、納期限を12月1日に設定していた。	諏訪建設事務所
	3 調定に関する事務処理が適切でないもの	
	流域下水道事業管路施設工事において、契約解除に伴う受注者からの違約金13,282,500円について、特別会計の諸収入として処理した後、一般会計へ繰り入れるべきところ、直接一般会計の諸収入として経理しており、歳入手続きに誤りがあった。	千曲川流域下水道建設事務所

分類	指導事項	課所名
	<p>4 収入に関する事務処理が適切でないもの（公衆電話委託手数料等）</p> <p>松本養護学校は、寄宿舎に公衆電話を設置しNTTから委託手数料を得ていたが、平成18年7月末をもって契約を解除した。この際の公衆電話の委託手数料及び通話料を保管しておく預金口座の利子等の収入事務について、次のような不適切な処理を行っていた。</p> <p>(1) 毎月少なくとも105円の委託手数料がNTTから支払われることになっており、実際に調定、収入されているが、平成17年2月から収入とすべき現金を公衆電話の通話料等からではなく担当者が立て替えていた。</p> <p>(2) 平成19年5月に通帳を解約した際に2,502円の残額があったが、精算処理を行った上で県の収入にすべきところ、学校の金庫に保管していた。また、解約した通帳を証拠書として保存すべきであったが紛失した。</p>	松本養護学校
契約事務 (8件)	1 契約書が作成されていないもの	
	<p>産業廃棄物収集運搬処分に係る委託契約（契約金額65,520円）において、100万円未満の契約であるとして契約書が作成されていなかったが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令の規定に基づき、書面により委託契約を締結すべきであった。</p>	土尻川砂防事務所
	2 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの	
	<p>一般廃棄物収集運搬処分に係る委託契約（契約金額293,473円）において、許可業者から可燃物・ビン等の単価による見積書を徴取し契約を締結したが、その際、契約金額の基準となる単価についての予定価格が定められていなかった。</p>	松本養護学校
3 請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
<p>(1) 随意契約による工事請負契約（防火シャッター修理工事、契約金額298,200円）において、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱に基づき業者選定を行うべきところ、建設工事入札参加資格を有していない者から見積書を徴取し、その者と契約を締結していた。</p> <p>また、長野県建設工事請負人等選定委員会要領に基づき請負人選定委員会で審議する必要があったが、行っておらず、請負人選定調書が作成されていなかった。</p>	工業技術総合センター食品技術部門	

分類	指導事項	課所名
	<p>(2) 受注希望型競争入札による2件の工事請負契約（国補総合流域防災（雪崩）工事、契約金額：1工区64,680,000円、2工区63,525,000円）において、隣接する両工区は、発注要件で「一抜け方式」が適用されており、1工区はA社が、2工区はB社がそれぞれ受注していた。</p> <p>しかし、1工区の主たる工事である雪崩予防柵設置工事について、B社が下請施工しており、分割発注に当たり工区ごとに2本設置する積算をしていた資材運搬用の「索道工」についても、実際は、両工区で1本を共用施工していた。</p> <p>また、当初工期は12月から翌年の6月であり工期短縮が必要な特段の理由も見られなかった。</p> <p>索道経費については1本分に減額変更されていたものの、現場条件、施工実態などから、分割発注する妥当性、合理性を欠いているものと認められた。</p>	姫川砂防事務所
	<p>(3) 指名競争入札による工事請負契約（グラウンド暗渠排水工工事、予定価格5,107,000円）において、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱に規定する平成17・18年度建設工事における資格総合点数別発注標準に基づき「土木一式工事805点以下」から業者選定を行うべきところ、「建築一式工事803点以下の業者」から選定を行っていた。</p>	長野工業高等学校
	4 見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの	
	<p>随意契約による工事請負契約（公共土木施設災害復旧応急本工事、予定価格 23,352,000円）において、「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱い要領」に該当する工事と見なして、基準に適合する1者を選定し見積書を徴取し契約を締結していた。</p> <p>各業者の工事箇所までの距離や施工能力等を比較検討した経過はあったが、本件工事は設計図書に基づき積算・発注した本復旧工事で、選定から見積書提出まで相応の期間があること、同要領第3条で定める対象工事の限度額「1,500万円未満」を大幅に超過していることなどから、財務規則に基づき少なくとも2者以上の者から見積書を徴取すべきであった。</p>	長野建設事務所
	5 契約に関する事務処理が適切でないもの（契約保証金）	
	<p>受注希望型競争入札による工事請負契約（県営中山間総合整備事業・舗装工事、契約金額17,104,500円）において、施工当初に置換層の設計厚さ及び使用材料を変更指示して工事に着手していた。</p> <p>しかし、変更契約が行われたのは工期末で、この際、変更請負金増加額が3割を超えていたため契約保証金の増額を行う必要があったが、これを行っていなかった。</p>	諏訪地方事務所

分類	指 導 事 項	課 所 名
	<p>6 契約に関する事務処理が適切でないもの（入札の執行）</p> <p>合同庁舎の清掃・設備管理業務委託（契約金額15,120,000円）の一般競争入札において、設備管理業務に係る仕様書を実態に即して見直しをせず使用していたため、実際には行う必要がなくなった業務内容が仕様書に記載されていた。</p> <p>この仕様書は、長年にわたって使用されていたため、履行実績のある業者にとっては他社より低価格で入札することが可能となり、適正な入札の執行が十分確保されているとはいえなかった。</p>	長野地方事務所
	<p>1 旅費支給に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>林業大学校において3月13日から15日に2班で九州と関西・中国地方へ出張し約40万円を支出していたが、出張人数などを十分に精査すべきであった。</p> <p>1班は生徒募集及び指導状況の把握のため福岡県、熊本県の高校を訪問したものであり、機動的に移動するためレンタカーを利用し3人で出張していた。しかし、出張人数を十分に精査したとは認められなかった。</p> <p>もう1班は京都府、島根県の大学校の学校運営の方法や寮の状況を視察し参考にするとして2人で出張していたが、林業大学校の寮の改築が具体化している状況にはなく、出張が適切な時期であるとは認められなかった。</p>	林業大学校
支出 事務 (5件)	<p>2 支出科目が適切でないもの</p> <p>公用車で出張し途中で給油したガソリン代金（2件、6,415円）について立替払いし、旅行雑費から支出していた。ガソリン代金は需用費から支出すべきであり、支出科目が適切でなかった。</p>	伊那技術専門学校
	<p>3 工事に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>(1) 工事請負契約及び業務委託契約（県営土地改良総合整備事業・水路工事（契約金額15,872,500円）など13箇所）において、契約金額の最終調整を行う際に、「工事費の端数処理の取扱いについて」（平成17年土地改良課長通知）に基づき税抜き工事費等を1万円単位で算出すべきところ、1円単位まで算定して精算していた。</p> <p>(2) 受注希望型競争入札による工事請負契約（国補道路改築工事、契約金額32,193,000円）において、当初設計時に大型クレーンの分解組み立て輸送費の計上漏れがあり、通常変更対象とはならない当該費用を、変更契約時に追加計上していた。</p>	長野地方事務所 木曾建設事務所

分類	指導事項	課所名
	<p>4 支出に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>非常勤講師の報酬（平成18年9月分、17件12,796,070円）に係る源泉徴収所得税の申告納付にあたり、事務処理の遅延により納期（平成18年10月10日）内に納入できず、平成18年11月21日に納入したため、不納付加算税及び延滞税41,500円が発生し、予算措置が必要となった。</p>	長野教育事務所
<p>財産管理事務 (1件)</p>	<p>1 物品に関する帳票の整理等が適切でないもの</p> <p>流域下水道維持管理業務の委託のため、諏訪湖事務所（当時）が、財団法人に135点の物品（継続133点、新規2点）を無償で貸付けるに当たり、物品貸付決議、物品借用書の徴取など必要な事務処理を行っていなかった。</p> <p>また、財産管理者は、備品を取得したときは内部事務総合システム（物品管理システム）により備品原簿を作成することとされているが、他所から引き受けたパソコン13台について、その処理を行っていなかった。</p>	諏訪建設事務所

定期監査(平成19年10月17日～平成20年1月23日実施分)の指摘事項等の件数(普通会計)

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	普通会計			
	指摘	指導	検討	計
1 収入事務				
・収入未済額の解消に努力を要するもの		(9)		(9)
・使用料の算定を誤っていたもの				
・貸付料の算定を誤っていたもの				
・管理経費の算定を誤っていたもの				
・調定の時期が適切でないもの		4(4)		4(4)
・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの		2(2)		2(2)
・その他収入に関する事務処理が適切でないもの		1(2)	(1)	1(3)
小 計	0(0)	7(17)	0(1)	7(18)
2 契約事務				
・契約書又は請書が作成されていないもの		1(3)		1(3)
・契約書等の記載内容に不備があるもの		(1)		(1)
・随意契約の理由等が適切でないもの				
・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		1(1)		1(1)
・請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		3(8)		3(8)
・見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		1(1)		1(1)
・その他契約に関する事務処理が適切でないもの	(1)	2(4)	(3)	2(8)
小 計	(1)	8(18)	0(3)	8(22)
3 支出事務				
・職員手当支給の返納又は追給を要するもの				
・その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの				
・旅費の返納又は追給を要するもの				
・その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		1(1)		1(1)
・監督職員と検査職員が同一人であるもの				
・工事変更協議が適切でないもの				
・その他工事に関する事務処理が適切でないもの		2(4)		2(4)
・役務費、使用料の執行が適切でないもの				
・備品購入費の執行が適切でないもの				
・需用費の執行が適切でないもの				
・予算執行が効率的・計画的でないもの				
・支出科目が適切でないもの		1(1)		1(1)
・支出負担行為の時期が適切でないもの				
・事前審査に関する事務処理が適切でないもの			(1)	(1)
・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		(1)		(1)
・その他支出に関する事務処理が適切でないもの		1(1)		1(1)
小 計	0(0)	5(8)	0(1)	5(9)
4 補助金事務				
・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの		(2)		(2)
・補助金実績報告書の提出が遅いもの				
・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの		(1)		(1)
小 計	0(0)	0(3)	0(0)	0(3)
5 財産管理事務				
・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの				
・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの		1(1)		1(1)
・財産の有効利用等の努力を要するもの				
・その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		(1)		(1)
小 計	0(0)	1(2)	0(0)	1(2)
合 計	0(1)	21(48)	0(5)	21(54)

(注) ()内は平成19年度の総数です。

第3 重点監査事項

1 テーマ

委託契約における1者随意契約について

2 監査目的

地方公共団体の契約は競争入札が原則であり、特定の業者を選んで契約する随意契約はあくまで例外です。特に、特定の1者のみを相手方とする1者随意契約の場合は、競争性を欠くことからより慎重な運用が求められます。

本年度は重点監査事項として、委託契約について、定期監査の実施に併せて以下の項目について調査を行い、1者随意契約の状況を把握するとともに、それらが真に合理的な理由に基づくものか検証を行いました。

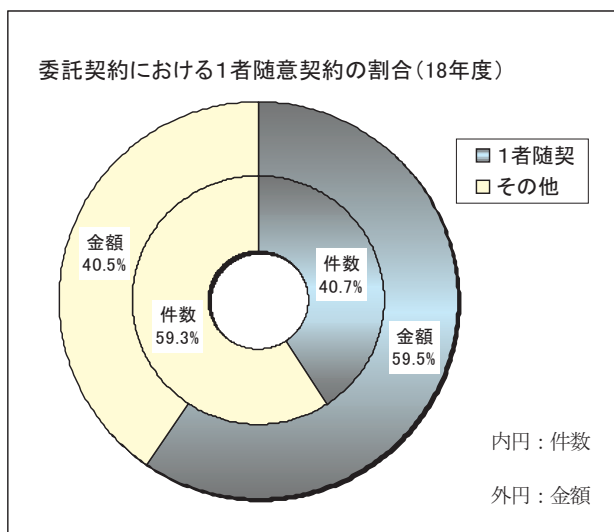
- (1) 委託契約全体の件数・金額及びそのうちの1者随意契約の件数・金額
- (2) 保守点検等委託契約における1者随意契約の状況
- (3) 1者随意契約とした理由

3 監査結果

- (1) 委託契約における1者随意契約の状況

(単位：件、百万円)

年 度	委託契約全体 (a)		うち1者随意契約 (b)		1者随意契約の委託契約全体に占める割合 (b/a)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
18 年 度 (A)	7,935 (9,293)	29,018 (32,366)	3,230 (4,588)	17,256 (20,604)	40.7% (49.4%)	59.5% (63.7%)
17 年 度 (B)	8,808 (9,613)	28,812 (31,546)	3,502 (4,307)	17,291 (20,025)	39.8% (44.8%)	60.0% (63.5%)
対前年度 (A/B)	90.1% (96.7%)	100.7% (102.6%)	92.2% (106.5%)	99.8% (102.9%)	+0.9 (+4.6)	△0.5 (+0.2)

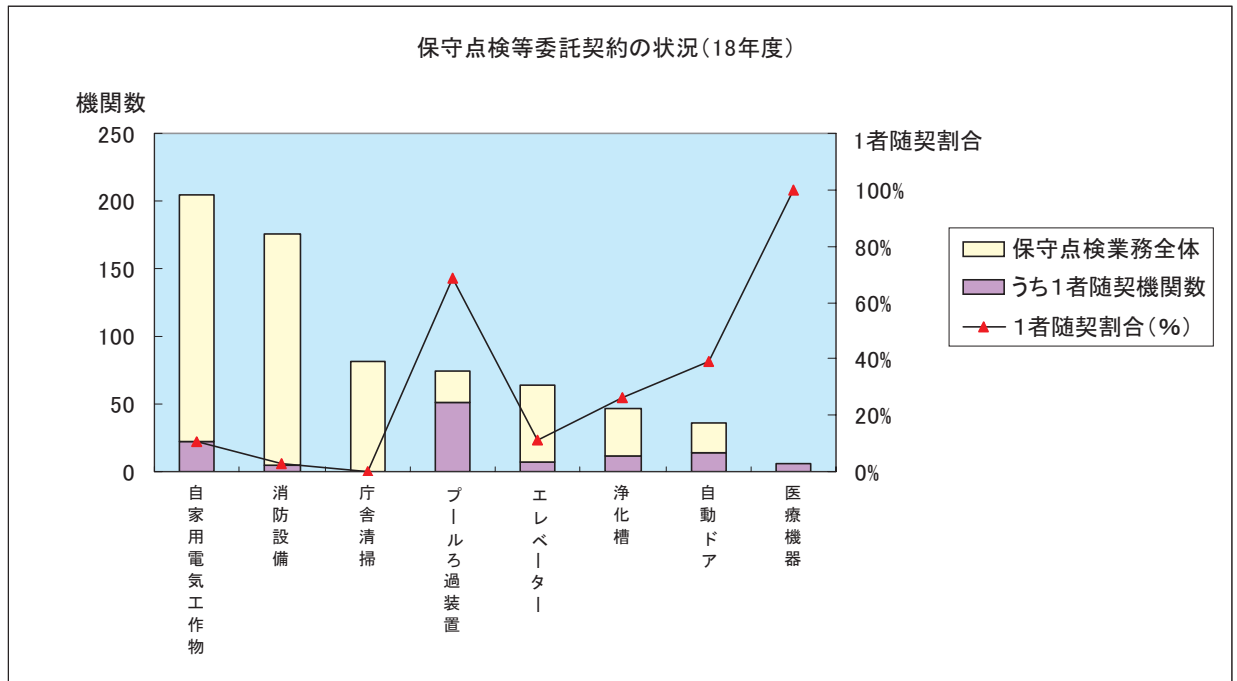


※上段は災害復旧・除雪を除いた委託契約の件数と金額を、下段()内は災害復旧等を含めた委託契約全体の件数と金額を記載した。

平成18年度の委託契約のうち、災害復旧・除雪関係を除いた1者随意契約の割合は、件数で40.7%、金額で59.5%となり、前年度と比較して件数は0.9ポイント増加していますが、金額では0.5ポイント減少しました。

(2) 保守点検等委託契約における1者随意契約の状況

区 分		自家用電 気工作物 保安管理	消防設備 保守点検	庁舎清掃	プー ルろ過装置 保守点検	エレベ ーター保守 点 検	浄 化 槽 維持管理	自動ドア 保守点検	医療機器 保守点検
18 年 度	1者随意契約 の 機 関 数	22	5	0	51	7	12	14	6
	上記機関の全機 関に対する割合	10.7%	2.8%	0%	68.9%	10.9%	26.1%	38.9%	100.0%
17 年 度	1者随意契約 の 機 関 数	24	10	0	64	8	19	14	6
	上記機関の全機 関に対する割合	11.5%	5.1%	0%	79.0%	11.6%	27.1%	33.3%	100.0%
(参考) 18年度に当該業務を 委託した 機 関 数		205	176	81	74	64	46	36	6



保守点検等の委託契約において、1者による随意契約を行っているかどうかを調査しました。

自家用電気工作物保安管理、消防設備保守点検、庁舎清掃、エレベーター保守点検など庁舎の管理に関するものについては、1者随意契約の割合は低くなっています。

プールろ過装置保守点検や浄化槽維持管理、自動ドア保守点検は、1者随意契約の割合が比較的高くなっていますが、これは1者随意契約ができる場合を規定している財務規則第136条の2第1項第3号(1件の予定価格が10万円未満のものであるとき)に該当するものが多いためです。

また、医療機器の保守点検については、専門性が高いためすべて1者による随意契約になっています。

(3) 保守点検等委託契約の見直し状況(平成16~18年度)

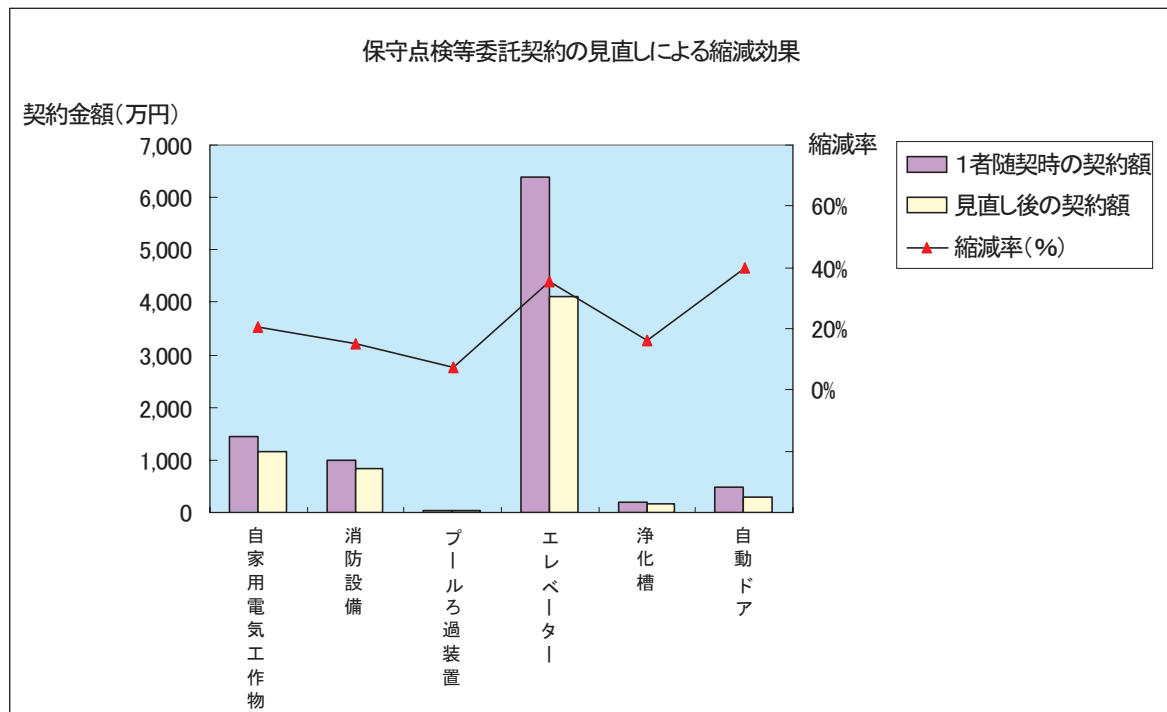
区分	自家用電気工作物 保安管理	消防設備 保守点検	庁舎清掃	プー ルろ過装置 保守点検	エレベ ーター保守 点 検	浄化槽 維持管理	自動ドア 保守点検	医療機器 保守点検
見直した機関数	67	11	該当なし	9	32	4	7	該当なし
契約額の縮減率	20.4%	15.1%	—	7.6%	35.5%	16.1%	39.5%	—
減少した額 (千円)	△2,942	△1,513	—	△37	△22,659	△331	△1,960	—

※1 平成16年度以降に1者随意契約から競争入札又は複数見積に移行した業務について記載した。

2 「契約額の縮減率」、「減少した額」については、移行の直近の契約金額について比較した。

「契約額の縮減率」は「 $(1 - \text{見直し後の額} \div \text{見直し前の額}) \times 100$ 」として算出し、見直し前と比べてどのくらい縮減されたかを示している。

保守点検等の委託契約について、平成16年度以降に1者随意契約を見直した機関数及び契約金額の変化は上の表のとおりです。「契約額の縮減率」、「減少した額」は、1者随意契約を見直す前後の契約額について比較したものを記載しています。業務が見直された各機関においては、それぞれの委託業務で一定の経費縮減効果がみられました。特に、エレベーター保守点検では大幅に契約額が低下しました。上記の保守点検等委託契約における減少額の合計は、約2,900万円となっています。



(4) 1者随意契約の理由

1者随意契約の締結に当たって、契約の相手方を1者とした理由が合理的かどうか監査したところ概ね法令の趣旨に沿って契約が締結されていました。1者随意契約とした主な理由は次のとおりです。

(主な理由)

ア 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるもの(財務規則第136条の2第1項第1号)

(ア) 先端機器類の保守点検

(イ) 過去の調査・測量の成果品に対する災害発生時等の小規模修正委託

(ウ) 地方公共団体(市町村)との契約等

イ 1件の予定価格が10万円未満のもの(同条第1項第3号)

ウ 2人以上から見積書を徴することが適当でないと認めるもの(同条第1項第4号)

4 総括

委託契約については、できるだけ1者随意契約を見直して一般競争入札や2者以上から見積書を徴取する契約方法に改めるよう求めてきたところ、3調査結果の(2)、(3)に示されるとおり、多くの機関で契約方法の見直しが行われ、経費の節減につながるなど、透明性、競争性の確保が一層図られつつあります。

現在も相当の数の1者による随意契約が行われていますが、それぞれ法令で認められている理由があるものです。

しかし、1者随意契約を毎年継続し、その妥当性を見直していないものや、設備・機器の保守点検等において、単に「専門性がある」として契約方法の検討を十分行っていないものなども一部には見受けられ、改善の余地も残されていると思われます。

1者随意契約の締結に当たっては、常にコスト意識を持つとともに、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるなど真に合理的な理由がある場合を除き、以下の点に留意しつつ、今後も公正かつ競争性のある契約が行われるよう努めてください。

- (1) 1者随意契約はあくまで例外的な契約方法であるので、継続業務であることや「専門性」「特殊性」のみを理由として安易に契約することなく、他の業者が競争に参入できる可能性などを検討すること。
- (2) 1者随意契約を継続する場合でも、業務内容や仕様書等を変更する必要があるか確認するなど前年度の契約を踏襲することなく、常に契約内容の見直しを行うこと。
- (3) 予定価格の設定に当たっては、詳細な見積を求め、その内容を十分精査し、また、同様の契約事例を集めたり、価格交渉を行うなど、適切な積算に努めること。
- (4) 先端機器等の購入に当たっては、購入時の費用だけでなく保守点検等の費用を含めて選定を行うなど、合理的な契約方法を検討すること。
- (5) 低価格であっても契約の目的が達せられるよう、業務管理や完了検査を確実にを行うこと。

第4 工事監査

1 実施方針

県が行う建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）を対象として実施しました。

監査の実施に当たっては、工事等の各段階において、技術的な視点も踏まえて当該工事等が法令等に則って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施しました。

2 対象年度

平成18年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象機関

普通会計の実施機関のうち、下記の4機関について書面監査を実施しました。書面監査は、事務局職員による事務調査及び現地調査の結果を踏まえ、提出された監査調書等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

- ・ 南佐久建設事務所
- ・ 松本建設事務所
- ・ 大町建設事務所
- ・ 中野建設事務所

4 重点監査項目

「変更契約」に係る内容、理由、設計積算、時期及び施工状況等について、特に重点的に監査を行いました。

5 実施状況

県単独事業に係る工事等の中から、下記のとおり建設工事58件、業務委託25件、合計83件を抽出して（抽出件数率：4.0%、抽出金額率：22.7%）実施しました。

対 象	区 分	件 数	金 額 (円)	備 考
建設工事	対象機関全体	1,603	3,879,860,460	
	監査実施箇所	58	979,206,900	うち現地調査 22件
業務委託	対象機関全体	478	815,196,067	
	監査実施箇所	25	87,790,500	うち現地調査 1件
合 計	対象機関全体	2,212	8,158,914,127	
	監査実施箇所	83	1,066,997,400	うち現地調査 23件
	抽出率 (%)	4.0 %	22.7 %	

6 監査結果

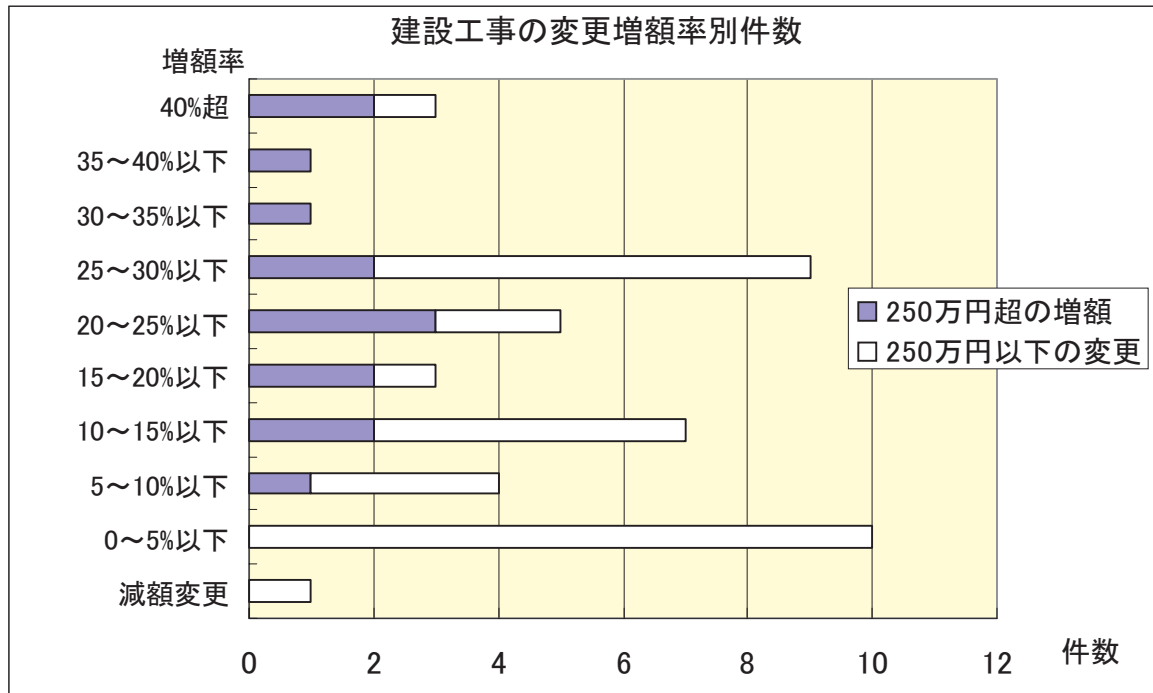
(1) 指摘事項、指導事項及び検討事項はありませんでした。

(2) 重点監査事項について

「変更契約」に係る内容について、抽出した83件のうち変更増額、変更増額率、又は工期延長日数の大きい箇所等を中心に44件の建設工事、24件の業務委託について監査を行いました。

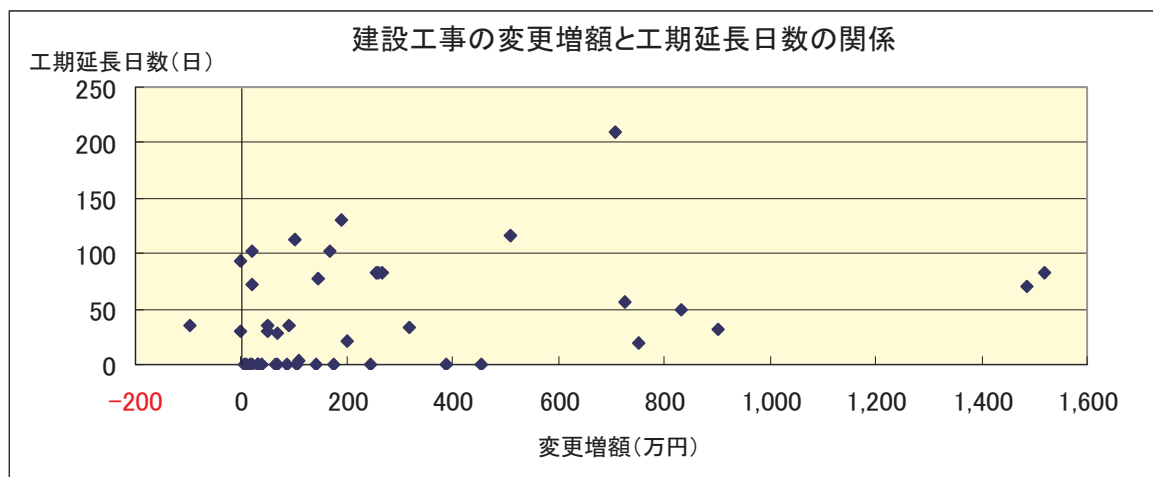
ア 建設工事の変更増額率

当初契約額に対する変更増額の割合を「変更増額率(%)」とすると、調査した44件のうち30%を超える箇所が合計5件あり、また250万円を超える変更増額は14件ありました。



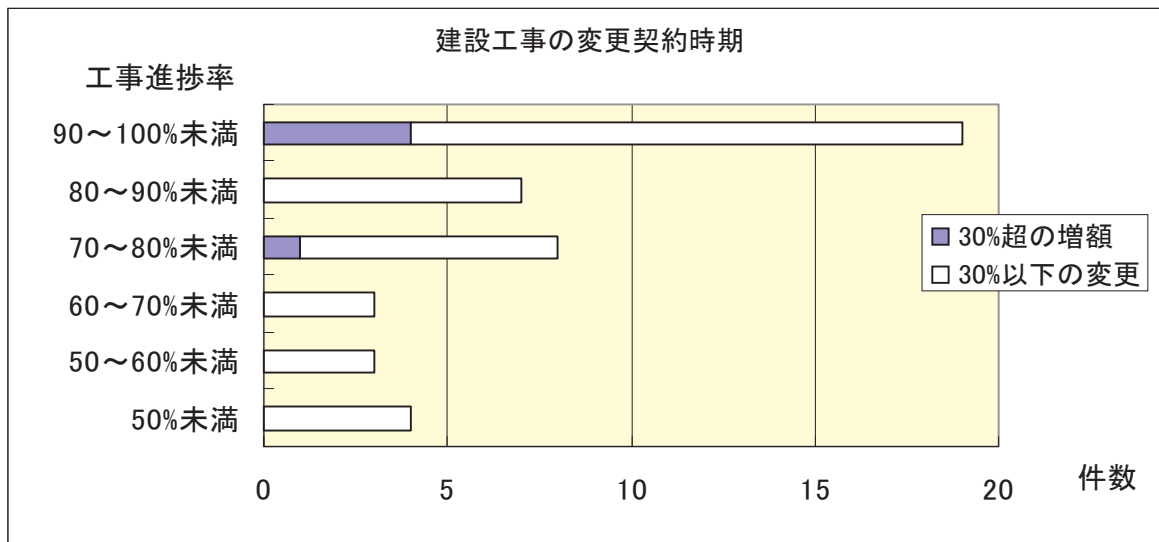
イ 建設工事の変更増額と工期延長日数

変更増額と工期延長日数の関係をグラフ化すると下記のとおりとなり、相当の増額変更があっても工期延長が最小限で迅速に実施されている箇所が多数ありました。一方で、比較的小さい変更増額にもかかわらず3か月を超える工期延長が行われている箇所も見られました。



ウ 建設工事の変更契約時期

当初工期を工事進捗率 100%としたときに変更契約がいつの時点で行われたかを調査すると下記のとおりとなりました。現場精査等を理由とした軽微な変更が工期末に集中することはやむを得ないと思われませんが、30%超の変更増額についても変更契約時期の遅いものが見られました。



エ 業務委託の変更増額率

業務委託では、対象業務 478 件のうち変更契約が行われたのは 110 件 (23.0%) でした。このうち監査した 24 件の中で変更増額率が 30%を超える箇所が合計 6 件あり、また 100 万円を超える変更増額は 5 件ありました。

